平成２９年（フ）第１３４号
新潟市西区五十嵐２の町8754番地１　コーポスプリング102、前住所新潟市西区五十嵐２の町9143番地81
破産者　鈴木　寿行
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６号
長野県佐久市臼田779－４　佐久総合病院老人保健施設、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字豊昇1136番地１
破産者　大場　真弓
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１４３７号
愛知県知多市新知字美濃川８番地の１　ファミール美濃川202
破産者　馬場　　守
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０４号
兵庫県相生市大石町11番14号
破産者　一商事こと　岡本　純一
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１３号
兵庫県姫路市大塩町290番地55
破産者　有國智都子
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６０号
広島県廿日市市宮園２丁目７番地８、開始決定時の住所広島県廿日市市須賀２番33号
破産者　久松鮨こと　岸　　博文
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９５号
広島市佐伯区河内南２丁目38番28号
破産者　渡邉すゞ代
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８２号
広島市東区曙５丁目３番５－404号　センチュリー曙
破産者　葛原　沙織
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４１号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目31番15号
破産者　中野　広見
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０号
鹿児島県奄美市笠利町大字用1721番地１
破産者　手島　光弘
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１９９号
北海道旭川市９条通19丁目246番地の１　Ｎ・Ｎマンション Ｄ棟12号
破産者　岡本こずえ
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７５号
北海道旭川市東鷹栖４条４丁目639　1111号、住民票上の住所北海道旭川市豊岡８条３丁目４番６号
破産者　菅原　俊男
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前300番地96
破産者　佐藤　　愛
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２２５７号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地４棟203号
破産者　平塚　良子
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９３号
横浜市中区元町５丁目221番地１　マイセレス元町Ⅲ　102号室
破産者　高橋　博一
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２５号
神奈川県藤沢市城南３丁目４番12－303号、前住所神奈川県藤沢市石川１丁目31番地の３　アンテナビル402号
破産者　西川　美沙（旧姓古市）
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２７号
横浜市青葉区若草台６番地２　若草台コーポ203、前住所北海道函館市宇賀浦町６番６－204号
破産者　茂内　啓介
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３０号
横浜市戸塚区戸塚町3922番地　戸塚ビル４Ｆ
破産者　西村　芳男
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部